平成２９年（フ）第４６０号
川崎市川崎区鋼管通１丁目４番３号
債務者　冨田　千尋
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４７４号
川崎市川崎区大師駅前１丁目１番５－907号
川崎大師パークホームズ
債務者　福井　龍雄
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８２号
川崎市宮前区野川2983番地４、前住所川崎市宮前区馬絹1306番地５　クオス宮崎台　305
債務者　高済　　勲
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
川崎市川崎区浅田１丁目９番13号　稲葉荘
債務者　夏川　雅志
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
川崎市麻生区千代ケ丘３丁目18番地８　スマイルホーム千代ケ丘
債務者　堤　　信之
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９３号
川崎市多摩区南生田５丁目14番８号　第２長沢ビル　303
債務者　田道　　繁
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０５号
川崎市川崎区追分町８番13－203号　第２佐藤ハイツ、前住所川崎市川崎区小田４丁目18番12号　ユナイトウィリアンの瞳　205
債務者　阿部　美希（旧姓穆佐）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０６号
川崎市川崎区浅田２丁目３番２号　遠藤荘　201
債務者　久保田新一
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
川崎市川崎区小田２丁目16番12号　有明興業寮　307
債務者　川崎　　博
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１６３号
名古屋市千種区星が丘山手403番地　シティ・ライフ　グランヴィーネ星ケ丘Ｂ－405号
債務者　近藤　定子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２６５号
名古屋市北区中丸町１丁目１番地　中丸団地３棟901号
債務者　林　ふさ江
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１４号
奈良県桜井市大字谷229番地の９　305
債務者　菅　　宣行
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月６日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６６６８号
東京都足立区島根１丁目11－１
債務者　甲斐なぎさ
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６８６号
東京都江戸川区南篠崎町１丁目14－12－305
債務者　増子　麻衣
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６８７号
東京都足立区江北４丁目19－10
債務者　坂本マリフィカションこと　サカモトマリフィカション　ドミンゴ
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７１１号
埼玉県春日部市花積241－102
債務者　伏見　孝子（旧姓常盤）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部